

商品名		○リピートプラン・カーライフ	
保証会社		○一般社団法人しんきん保証基金	
ご利用いただける方	○次の要件全てに該当する方		
	①当庫の営業地区内に居住または勤務している方		
	②申込時の年齢が満20歳以上の方		
	③安定継続した収入があること		
	④次のいずれにも該当しないこと		
	・ 仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始等の申立があった方		
	・ 租税を滞納して催促を受けた方、または保全差押を受けた方		
	・ 延滞債務のある方		
	・ 手形交換所の取引停止処分があった方		
	・ 信用を失墜した方		
・ 制限行為能力者である方			
・ 反社会的勢力			
⑤当庫が貸付を実行して差し支えないと認められること			
⑥外国人の場合は、在留期限が無期限である方（特別永住者・永住者）			
⑦一般社団法人しんきん保証基金の保証が得られる方			
⑧申込日時点または貸付実行日時点において、当金庫の対象ローンが条件を満たす方			
		対象ローン（次のいずれか）	対象ローンの条件
1	すべての基金保証付個人ローン（カーライフプランや教育プラン等）	利用状況が次のいずれかに該当する a. 貸付実行日から6ヵ月以上経過し、かつ直近の約定返済が行われている b. 完済して3年以内	
2	すべての基金保証付住宅ローン		
3	基金以外の保証会社の保証付自動車関連ローン		
4	基金保証付カードローン ※教育カードローン「ニューふる里（当貸）」は含まない。	次のいずれかに該当する a. 契約中 b. 新規契約する（リピートプラン（カーライフ）の貸付実行日以前（同日を含む）に契約する）	
お使いみち		○申込人または申込人の家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫）が使用する自家用自動車、オートバイ（原動機付自転車を含む）、自転車（電動アシスト自転車、ロードバイク、クロスバイク等）にかかる次の資金	
		①購入資金（購入にかかる税金・保険料等も可）	
		②車検・修理費用	
		③パーツ・オプションの購入・取付費用	
		④自動車保険費用	
		⑤運転免許取得費用	

商品名	
○リピートプラン・カーライフ	
	⑥車庫設置費用 ⑦申込人が①から⑥を用途として金庫を含む金融機関、自動車メーカー系を含む信販会社等から借り入れたローンの借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）
ご融資金額	○1,000万円以内
ご融資期間	○3ヶ月以上10年以内
ご融資利率	○変動金利型：当金庫の短期プライムレート（短期貸出最優遇金利）を基準とする変動利率 年1.65%～年4.25% ※取引優遇金利最大割引幅2.10%の優遇可 ※パートナー協定優遇金利 年0.3%の適用可 パートナー協定部店長優遇金利 年0.2%以内の適用可
ご返済方法	○毎月元金均等・元利均等割賦返済（元金返済据置期間は6ヵ月以内） ※融資金額の50%以内につき6ヶ月ごとの増額（ボーナス）返済併用可 ※産前産後休業または育児休業中の場合、上記6ヵ月間の元金返済据置期間とは別に、元金返済据置期間を最長2年間まで可（分割適用可） なお、元金返済据置期間分の保証期間延長が可（保証期間は最長12年まで）
連帯保証人・担保	○不要
保証料率	○年0.38%（毎月払方式）※ご融資利率に含まれます。
遅延損害金	○年14.60%
支払方法	○購入先等に振込 ※融資金額の20%または50万円のいずれか大きい金額までは当庫の判断で振込しなくても可
必要書類	○本人確認資料 ①運転免許証（写）＜運転免許証を所持していない場合は、パスポート（写）、健康保険証（写）、顔写真付住民基本台帳カード（写）、運転経歴証明書（写）＞ ○上記、ご利用いただける方⑧の確認資料（入力確認票、電算機打出帳票等） ○年収確認書類（公的所得証明、源泉徴収票等の年収確認書類） ※上記ご利用いただける方⑧の1から3にいずれかに該当する場合、年収確認書類（写し）は徴求不要（ご利用いただける方⑧の4に該当し、申込金額100万円を超える場合は、年収確認書類（写）を徴求する。） ○資金使途確認書（注文書・見積書等（写））
その他	○詳しくは、当金庫窓口・得意先担当者へお問い合わせ下さい。○お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。

【商品概要説明書】 令和2年1月～令和2年3月キャンペーン該当の方

【保証料率引下げ・申込受付期間限定：令和2年1月6日～令和2年3月末日】

令和2年1月6日現在

商品名		○リピートプラン・カーライフ
保証対象と ならないもの		○個人間売買による購入費用
		○支払先が、申込人またはその配偶者、親（配偶者の親を含む）、子が営む法人・自営業
		○支払済資金

商品名

○リピートプラン・カーライフ

金利割引対象項目	○金利割引項目			
	金利割引項目		対象	金利割引
	1	日本海しんきんで給与振込または年金の受取をご指定いただいている方(新規も可) ※ただし、「給与振込」に関しては、勤務先の事情により「給与振込」指定ができない場合に限り、定額自動送金契約(5万円かつ返済額以上)を可とする	お申込人様	▲1. 0%
	2	エコカー（電気自動車、燃料自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド車および自動車重量税・自動車取得税の特例措置の対象となる自動車）、福祉車両を購入される方	お申込人様または同一生計ご家族	▲0. 5%
	3	日本海しんきんの会員の方(出資金額 10,000 円以上)	お申込人様	▲0. 4%
	4	日本海しんきんで住宅ローン、住宅金融支援機構をご利用いただいている方	お申込人様	▲0. 4%
	5	マイカーローンの利用が2回目以上の方※ご利用回数毎に0. 1%加算	お申込人様	▲0. 3%
	6	「飲酒運転、ながら運転、あおり運転は絶対しません!」と安全運転宣言ができる方	お申込人様	▲0. 1%
	7	カードローンのご契約がある方	お申込人様	▲0. 2%
	8	フレッシュアーズ（新社会人）の方	お申込人様	▲0. 2%
	9	SDカード取得または優良ドライバー（ゴールド）の方	お申込人様	▲0. 1%
	10	チャイルドシート所有または『こころ会』の方	お申込人様または配偶者	▲0. 1%
	11	中国しんきんカード（JCB・VISA）をお持ちの方	お申込人様	▲0. 2%
	12	VISA一体型カード「デュエット」をお持ちの方	お申込人様	▲0. 1%
	13	個人インターネットバンキングの契約がある、または申込みされる方	お申込人様	▲0. 2%
	14	口座振替契約（5大公共料金・保険料[国保、生保、損保、共済]、国民年金掛金、税金）が2項目以上ある方	お申込人様または同一生計家族	▲0. 2%
	15	定期預金残高50万円以上ある方	お申込人様	▲0. 2%
	金利割引幅（1～15）			▲2. 0%
	16	車検専用積金「ピットイン」をご契約で、6ヶ月以上の駆け込み実績のある方	お申込人様または同一生計家族	▲0. 1%
	金利最大割引幅			▲2. 1%

商品名

○リピートプラン・カーライフ

苦情等は当金庫営業日にお取引店またはお客様相談室（9 時～17 時）：電話（0855-22-1851）へお申し出ください。

* お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記相談室にご相談ください。

	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付日 時 間	月～金（祝日、12 月 31 日～1 月 3 日を除く） 9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

苦情処理措置・
紛争解決措置

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

	東京三弁護士会		
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
電話番 号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月～金（祝日、年末年始 除く） 9:30～12:00、 13:00～15:00	月～金（祝日、年末年始 除く） 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始 除く） 9:30～12:00、 13:00～17:00

商品名	○リピートプラン・カーライフ
	東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の（１）、（２）の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。 なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫相談室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ（https://nihonkaishinkin.co.jp/）をご覧ください。 （１）現地調停 東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。 例えば、お客さまは、広島弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。 （２）移管調停 当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。 例えば、広島弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

日本海信用金庫